

日本語の受動文と韓国語の比較対照

朴墉一*

pyongil17055@hanmail.net

〈目次〉

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. はじめに | 4. 間接受動文と韓国語 |
| 2. 対応関係と議論の前提 | 4.1 自動詞述語の場合 |
| 3. 直接受動文と韓国語 | 4.2 他動詞述語の場合 |
| | 5. おわりに |

主題語: 日本語(Japanese), 韓国語(Korean), 対応関係(Parallel Relation), 直接受動文(Direct Passive Sentence),
間接受動文(Indirect Passive Sentence)

1. はじめに

異なる言語を研究の対象とする対照研究が主に外国語教育という実用性に貢献していることはよく知られている。例えば、英語と日本語のような言語間の対照研究の場合、「S-V-O」の語順を持つ英語と「S-O-V」の語順を持つ日本語の違いを示したことは著しい成果の一つとして挙げることができる。一方、日本語と韓国語のように膠着語の特徴を共有し、語順においても同じ言語同士であれば、対照研究の難しさは日英の対照に比べてより増えてくる。しかし、言語研究の目的を普遍性の構築であるとすれば、このような両言語間に現れる類似性は肯定的な要因として働く。日韓両言語において観察される表面的な類似性はむしろその裏面に存在している個別性と普遍性を明らかにするための大変な資料として活用できる。それにも係わらず、日韓両言語の対照研究はその多くが表面的に現れる類似性と相違点を記述するに止まっていることは否定できない。塚本(1997:41)はその理由を「日本語と朝鮮語は非常に似ている言語であるため、特に両言語間の相違点が発見できれば、それだけで良しとするものが頻繁にみうけられるのである。」と述べている。このような指摘を認めながらも、他の理由として考えられるのは両言語が持つ共通する意味とそれ

* 韓国外国语大学校 日本語学 学術研究教授

らの意味と対応して現れる表面的な統語構造が相互対応しない場合がしばしば現れるからだと考えられる。つまり、両言語に共通して現れる意味と一对一の対応関係を持たない統語構造のために、両言語の対照研究の多くは表面上の相違点を観察することに止まっていると考えられる。そのような代表的な研究対象の1つとして、日韓両言語の受動文に係わる対象研究を挙げることができる。

日韓両言語の対照研究において、受動文についてのテーマは良く話題に挙げられてはいるものの実際行われている研究は以外と少ない(cf. 유민아 2006:1-17 / 晋榮和 1998:295-326 / 鄭秀賢 1998:327-342 / 李吉遠 1991:14-25)。また、研究の内容においても日本語と韓国語の受動文に現れる現象の類型分けを行った研究がその多くを占めている¹⁾。このような先行研究の流れは、日本語の受動文とそれと対応して現れる韓国語の統語構造が全く異なる場合があるからだと考えられる²⁾。

本稿では日本語の受動文とそれと対応する韓国語を通して、受動文に現れる普遍的特徴と日韓両言語の個別的特徴について提示する。具体的には、日本語の受動文とそれと対応して現れる韓国語の普遍的特徴はHopper & Thomson(1980:26)の移行性(transitivity)という概念によって説明でき、個別的な特徴は日本語の受動文とそれと対応して現れる韓国語の述語(動詞)の相違によって説明できることを示す。

2. 対応関係と議論の前提

日本語の受動文は以下の(1a)-(3a)で示しているように大きく3つの類型に分けることができる。(1b)-(3b)はそれぞれ(1a)-(3a-a')に対応する能動文である。

- (1) a. 話すロボットが科学者たちによつて作られた。
b. 科学者たちが話すロボットを作つた。
- (2) a. 母が子供に泣かれた。
b. 子供が泣いた。

1) 日本語の受動文についての研究は韓国においてもしばしばなされてきている(cf. 임현찬 2009:131-146 / 신석기 2004:411-427 / 정의상 2002:337-361 / など)。

2) これについての具体的な現象は本論で提示する。

- (3) a. 田中社長が車を社員に盗まれた。
 a'. 田中社長の車が社員に盗まれた。
 b. 社員が田中社長の車を盗む。

(1a)は直接受動文と呼ばれている典型的な日本語の受動文であり、(2a)は間接受動文(被害受動文)と呼ばれている受動文である。また、(3a-a')は直接受動文と被害受動文の中間的なものとして知られている所有受動文である。(1b)-(3b)はそれぞれ(1a)-(3a-a')に対する能動文を示している。

(1a)-(3a-a')のような3通りの日本語の受動文に対応して現れる韓国語のパターンはそれぞれ(4a')-(5a')、(6a')-(7a')、(8a'')-(9a''-b'')のように示すことができる。

- (4) a. ケーキは花子によって(よく)作られる。
 a'. 케익은 하나코에 의해 (잘) 만들어진다.
 b. 花子はケーキを(よく)作る。
 b'. 하나코는 케익을 (잘) 만든다.
- (5) a. 警察は泥棒に殴られた。
 a'. 경찰은 도둑에게 맞았다.
 a''. *경찰은 도둑에게 맞아졌다/때려쳤다.
 b. 泥棒は警察を殴った。
 b'. 도둑이 경찰을 때렸다.
- (6) a. 中国はアメリカにドルを引き上げられた。
 a'. *중국은 미국에게 달러를 옮겨졌다.
 a''. 중국은 미국이 달러를 옮겨서 (피해을 입었다).
 b. アメリカがドルを引き上げた。
 b'. 미국이 달러를 옮겼다.
- (7) a. ナナコは雨に降られた。
 a'. 나나코는 비를 맞았다.
 b. 雨が降る。
 b'. 비가 내린다.
- (8) a. 社長は車を労働組合に壊された。
 a'. *사장은 차를 노동조합에게 부서짐을 당했다.
 a''. 사장은 차가 노동조합에 의해 부서졌다.
 b. 社長の車が労働組合に壊された。

- b'. 사장의 차는 노동조합에 의해 부서졌다.
 c. 労働組合が社長の車を壊す。
 c'. 노동조합이 사장의 차를 부수다.
- (9) a. 母はお金を泥棒に盗まれた。
 a'. *어머니는 돈을 도둑에게 훔쳐졌다.
 a''. 도둑이 어머니의 돈을 훔쳤다.
 b. 母のお金を泥棒に盗まれた。
 b'. *어머니의 돈을 도둑에게 훔쳐졌다.
 b''. 도둑이 어머니의 돈을 훔쳤다.
 cf. 어머니는 도둑에게 돈을 도둑맞았다. (対応する受動文のない他動詞文)

(4a')と(5a')は日本語の直接受動文に対応して現れる韓国語のパターンである。韓国語(4a')は日本語のように直接受動文の形をしているが、(5a')の韓国語は受動の意味を持つ能動文の形(以下、準受動文と呼ぶ)をしている。つまり、日本語の直接受動文に対応する韓国語は直接受動文と準受動文の姿で現れる。

(6a'')と(7a')は日本語の間接受動文に対応して現れる韓国語のパターンである。(6a'')は「～をVてVして(被害を受けた)」のような文型を成す準受動文で現れている。(7a')も受動の意味を持つ能動文である準受動文の姿で現れている。

(8a'')と(8b')は日本語の所有受動文に対応して現れる韓国語のパターンである。(8a'')と(8b')は受動文の姿で現れている。また、(9a)と(9b)のような日本語の所有受動文に対応して現れる韓国語(9a'')と(9b'')のように他動詞文の姿で現れる場合もある。日本語の所有受動文が直接受動文と被害受動文の中間的な特徴を持っていることから、日本語の所有受動文(8a)-(8b)、(9a)-(9b)とそれらと対応する韓国語(8a'')-(8b')と(9a'')-(9b'')の考察は、別に扱う必要があると考え、本稿の考察対象からは除くことにする³⁾。

(4b)-(7b)、(8c)はそれぞれ受動文(4a)-(8a)に対する能動文を示し、(4b')-(7b')、(8c')はそれぞれ日本語の能動文(4b)-(7b)、(8c)に対応する韓国語の能動文が存在していることを示している。

以上で見てきた日本語の受動文とそれらと対応して現れる韓国語をまとめると、表1のように示すことができる。

3) 日本語の所有受動文についての詳細な考察は今後の課題として残す。

表1. 日本語の受動文と韓国語の対応関係

韓国語 日本語	直接受動文	間接(被害)受動文		所有受動文
		他動詞	自動詞	
受動文	○ 例(4)			○ 例(8)
準受動文	○ 例(5)	○ 例(6)	○ 例(7)	
他動詞文				○ 例(9)

表1からもわかるように、所有受動文を除くと、日本語の受動文は一般に直接受動文と間接受動文に分けられる。そして、これら受動文については多くの考察がなされてきている。特に、受動文を構成している要素のうち、「に」と「によって」の違いに注目している研究が多くみられる(cf.井上1976:5-268、久野 1983:192-223、など)。例えば、井上(1976:82-93)は「に」には受動文の主語に対する「動作主の働きかけ」の意味があり、主語と動作主とが密接に関連している場合でなければ「に」が使えないとしている。従って、受動文の主語がその働きかけを感じないもの、あるいはその働きかけによる直後の影響を受けないもの(無生物)である場合は、[に]を使うことができないとしている。井上のこのような指摘は、(10)と(11)のような事実を根拠にしている。

- (10) a. 苦しい祖国復帰運動が続けられてきた。
 b. 有志によって苦しい祖国復帰運動が続けられてきた。
 c. *有志に苦しい祖国復帰運動が続けられてきた。
- (11) a. 会議が日本時間の16日早朝に予定されている。
 b. 代表団によって会議が日本時間の16日早朝に予定されている。
 c. *代表団に会議が日本時間の16日早朝に予定されている。 (井上 1976:83)

(10)-(11)における主語「祖国復帰運動」と「会議」は動作主としての働きかけを感じない。また、「有志」と「代表団」は動作主による働きかけの影響を受けないもの(無生物)であるために、(10c)と(11c)のように「に」を使うことができない。

以上のような井上の指摘に対して、反例のように見える(12)のような事実を挙げができるが、これについて井上(1976)は、道具格の有無と語彙の比喩的な意味にその原因があると説明している。

- (12) a. この家は板堀に囲まれている。
 b. この城は徳川軍に攻撃された。
 c. この城は当代隨一の大工によって設計された。
 d. *この城は当代隨一大工に設計された。 (井上 1976:84)

(12a)の場合、主語が無生物にもかかわらず「に」が使われているが、この場合の「に」は道具格として使われているので、この「に」は「で」に替えることができる。また(12b)の場合は(12c)と比べて、主語である「城」が建物だけではなく、軍隊も意味しているので「に」を使うことができる。このような井上の指摘は、受動文に現れる「に」と「によって」の機能的な違いを明示したという点で高く評価できる。

しかし、このように日本語の受動文だけを対象にし、その構成要素の機能を考察するだけでは、受動文が持っている普遍的な特徴と個別的な特徴を同時に示すことはできない。以下、本稿では日韓両言語を通して受動文が持っている普遍性と個別性を示していくが、その前に、議論の前提になる2つの概念について簡単に述べておく。

1つは、意味役割(semantic role)という概念である。これは述語の項(argument)が持つ意味上の役割を指す概念である(cf. 米山・加賀 2001:113-130)。ここで言う項とは述語が必要とする必須名詞を指すものである⁴⁾。例えば、「食べる」という動詞は必ず「食べる」という行為者」と「食べられる対象」になる名詞を必要とし、この時名詞が持つ「行為者」、「対象」という意味がこれらの名詞の持つ意味役割である。

本議論において前提になるもう1つの概念は、Hopper & Thomson(1980:26)における移行性(transitivity)という概念である。Hopper & Thomsonによると、この概念は1つの文の中で動詞として表わされる行為の影響が行為者(agent)から移行者(patient)に及ぼす統語的な意味特徴を意味するもので、移行性の有無の判断は移行性に必要な変項(parameters)があるかないかで求められる。Hopper & Thomsonが提示している変項は次の10である。

(13) Hopper & Thomson(1980)の変項⁵⁾

参加者数(Participants)、動作性(Kinesis)、アスペクト性(Aspect)、瞬間性(Punctuality)、意図性(Volitionality)、肯定性(Affirmation)、ムード性(Mode)、行為性(Agency)、目的語に対する影響性(Affected of object)、目的語の個別性(Individuation of object)

4) これは日本語の研究において寺村(1982:51)の「必須成分」に当たる概念である。

5) このなかで、受動文には少なくとも3つ以上の変項(参加者数、動作性、目的語に対する影響性)が存在していると考えられる。

以上で述べた議論の前提になる2つの概念を念頭において、以下の本論では表1の対応関係の順に沿って、受動文に係わる普遍性と日韓両言語に現れる個別性の原因を示していく。

3. 直接受動文と韓国語

本章では日本語の受動文とそれと対応する韓国語を示した2章の表1のうち、日本語の直接受動文とそれと対応する韓国語を通して、受動文と係わる普遍性と日韓両言語における個別性について考察する。

2章の表1で提示した日本語の直接受動文とそれと対応する2通りの韓国語の例を(14)と(15)で再掲する。

- (14) a. ケーキは花子によって(よく)作られる。
 a'. 케익은 하나코에 의해 (잘) 만들어진다.
 b. 花子はケーキを(よく)作る。
 b'. 하나코는 케익을 (잘) 만들다. (=(4))
- (15) a. 警察は泥棒に殴られた。
 a'. 경찰은 도둑에게 맞았다.
 a''. *경찰은 도둑에게 맞아졌다/때려졌다.
 b. 泥棒が警察を殴る。
 b'. 도둑이 경찰을 때리다. (=(5))

まず、(14)から見てみると、日本語の直接受動文(14a)は能動文(14b)の述語に受動形「れる/られる」が動詞(作る)に付くことで主語(ケーキ)の資格が失われ主格「が」の代わりに「に(よつて)」が現れる。また、目的語は主語になり目的格「を」の代わりに主格「が」が現れている。このような事実を形式化すると(16)のように示すことができる。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| (16) 作る | → 作られる |
| [動作主-が、対象一を, ____] | [対象-が, 動作主-によって, ____] |
| 花子が ケーキを | ケーキが 花子によって |

(16)が示しているように、能動文から受動文に換わっても名詞の意味役割は変わらな

い。これは能動文とそれに対する受動文の意味が同じであることを示している。日本語の直接受動文(14a)とその能動文(14b)にそれぞれ対応して現れる韓国語(14a')と(14b')の場合も、受動文とそれらの能動文は形態、統語、意味の全ての側面において日本語の場合と同じ対応関係を見せている。従って、韓国語の(14a')と(14b')の場合も日本語の場合と同じく、(17)のように示すことができる。

(17) 만들다	→	만들어 지다
[動作主-가, 対象一을, ____]		[対象-o]、動作主-에게, ____]
하나코가 캐익을		캐익이 하나코에게

(16)、(17)をみてわかるように、2つの項を必要とする典型的な他動詞文に対する日本語の受動文とそれと対応する韓国語の間においては、相違点を見つけることができない⁶⁾。ただ、日本語の他動詞文の場合は全て上記したような典型的な受動文に換えることができるが、韓国語の場合、典型的な受動文に換えられる他動詞はその数が150個程⁷⁾に限定される点で両言語における違いが見られる。

次は、日本語の直接受動文に対応する韓国語が準受動文として対応して現れる(15)の場合を見てみる。

日本語の直接受動文(15a)とこれと対応する韓国語を見てみると、日本語の能動文(15b)に対応する韓国語(15b')に韓国語の受動形態素である「이·하·기·리」が動詞「 때리다」にくく(15a')では現れず、受動の意味を持つ動詞「 맞다」を能動文の動詞(때리다)の代わりに用いる(15a')で現れる⁸⁾。このような日本語の受動文(15a)と韓国語(15a')の対応関係をみると、述語として用いられる動詞の違いの他には、日本語と韓国語の構文上の違いはみられない。つまり、日本語の直接受動文(15a)とそれと対応して現れる韓国語(15a')はそれぞれ(18)と(19)のように示すことができる。

6) しかもこのような典型的な他動詞構文は日韓両言語だけではなく、他の言語においても(16)、(17)のような対応関係を成す。例えば、英語に場合能動文と受動文は break [動作主、対象] → be broken [__, 動作主、対象]のように現れる。

7) これは우인혜(1993:268-288)が韓国語において接尾受動法が可能な動詞の数を調査した結果による。

8) 韓国語の受動文は一般的に受動(接尾)形である[이·하·기·리]が適用される受動文、受動の表現(補助動詞)である[·어지다·되다]が適用される受動文、受動の意味を持つ動詞による受動文の3通りに分けることができる(cf.이익섭·채완(1999:293-304))。

- (18) 殴る → 殴られる
 [動作主-が、対象-を, ____] [対象-が、動作主-に, ____]
 泥棒が 警察を 警察が 泥棒に

- (19) 때리다 → 맞다
 [動作主-이, 対象-을, ____] [対象-이, 動作主-에게, ____]
 도둑이 경찰을 경찰이 도둑에게

このような日本語の受動文とそれと対応する韓国語について、韓国語の場合は能動文の動詞とは異なる受動の意味を持つ動詞を持つ準受動文として現れると指摘することができる。しかし、このような指摘だけでは、日韓両言語における普遍性についての説明には至らない。

日本語の直接受動文とそれと対応する韓国語の準受動文に現れる違いは動詞の違い、つまり述語の語彙的な違いとして提示する一方で、2章で言及した移行性(transitivity)の概念を通して日韓両言語に現れる普遍的な特徴を示すためには、まず移行性を用いた構文の類型を示す必要がある。

受動という意味的な概念は誰(何か)が何かを受けるということなので、移行性というのは受動文を構成する意味上の必須要素であると考えられる。2章の注5で言及したように、受動文にはHopper & Thomson(1980:26)が提示した移行性の判断における10個の変項のうち少なくとも参加項数、動作性、目的語に対する影響力の3つが存在する。これを(15b)の能動文と(15a)の受動文に適用してみると、異なる構文上の特徴を持つそれぞれの類型を(20)と(21)のように2通り提示することができる。

- (20) 類型 I
 泥棒が警察を殴る。 : 殴る [A → B, ____]
 (A: 泥棒、B: 警察、矢印: 移行性の方向)

- (21) 類型 II
 警察が泥棒に殴られる。 : 殴られる [B ← A, ____]
 (A: 泥棒、B: 警察、화살표: 이행성의 방향)

類型Iである(20)と類型IIである(21)は共にそれらの移行性の方向がAからBであるとい

う点において共通しているが、構造的な側面からはAとBがお互い異なる位置を占めている点で異なる。

このような移行性を中心に、日本語(15b)と(15a)に対応する韓国語(15b')と(15a')を示すとそれぞれ(22)、(23)のように示すことができる。

(22) 도둑이 경찰을 때렸다. : 때리다 [A → B, ____]

(A: 도둑、B: 경찰、矢印: 移行性の方向)

(23) 경찰이 도둑에게 맞았다. : 맞다 [B ← A, ____]

(A: 경찰、B: 도둑、矢印: 移行性の方向)

日本語の場合と同じく、韓国語の場合も(22)と(23)のように、移行性の方向は全てAからBの方に現れている。従って、能動文(22)は類型Ⅰとして現れ、受動文(23)は類型Ⅱとして現れる。

以上、(20)-(23)のような事実から、日本語の直接受動文とそれと対応する韓国語の準受動文については、韓国語の準受動文はそれに対する能動文の動詞とは異なる動詞を用いるという点で、日本語とは異なる個別性をみせるが、一方では両言語の受動文に現れる移行性と項の位置関係は全く変わらない類型Ⅱの普遍的な特徴を示していることがわかる。

次章では、日本語の間接受動文とそれと対応する韓国語について見てみる。

4. 間接受動文と韓国語

2章の表1からわかるように、日本語の間接受動文は述語が自動詞の場合と他動詞の場合とに分けられるが、それらと対応する韓国語は準受動文として現れる。本章では日本語の間接受動文において、述語が自動詞の場合、そして他動詞の場合の順に沿って、それらと対応する韓国語を観察し、両言語間の個別性と普遍性を示す。

4.1 自動詞述語の場合

日本語において自動詞を述語とする間接受動文は通常(24a)のように、受動の意味において

て主語の被害を示す。

- (24) a. ナナコは雨に降られた。
 a'. 나나코는 비를 맞았다.
 a''. *나나코가 비로부터 맞혀졌다.
 b. *雨がナナコを降った。
 b. *비가 나나코를 내렸다.
 c. 雨が降った。
 c'. 비가 내렸다.

自動詞を述語として取る日本語の間接受動文(24a)は、(24b)のような他動詞を述語とする能動文に対して現れるのではなく、(24c)のような自動詞を述語とする能動文に対して現れる。また、主語である「ナナコ」は(24c)には現れない。

一方、日本語の間接受動文(24a)に対応して現れる韓国語は、(24a')からわかるように、「ナナコ」と「雨」を必要とする他動詞「맞다」を取る能動文である。しかし、このような文は意味的な側面からは「ナナコ」が「雨」によって被害を受けるということから、準受動文であるといえる。また、日本語の間接受動文(24a)の能動文(24c)に対応する韓国語(24c')は、「내리다」という述語が現れる自動詞文で、(24a')とは全く異なる文を成す。

このように、日本語において自動詞を述語とする間接受動文(24a)に対応して現れる韓国語(24a')は、2つの項を必要とする他動詞述語の能動文であるが、意味的には被害の意味を表す準受動文で現れる。

両言語の対応関係におけるこのような違いは、(24a)と(24a')からわかるように、日本語の間接受動文を成す動詞とこれと対応して現れる韓国語の動詞が互いに異なるためであり、このような事実は(24a)と(24a')に現れる動詞の意味役割からより明確に示すことができる。

- (25) a. 降る [対象、 ____]
 雨
 b. 맞다 [被動作主、 対象、 ____]
 나나코 雨

(25a)と(25b)が示しているように、日本語の動詞「降る」と韓国語の動詞「맞다」は互いに異なる意味役割を持つ動詞である。このような違いにも拘わらず、日本語の自動詞間接受動

文(24a)に対応する韓国語が(24a')のような準受動文として現れるのは、両者の間に共通する普遍的特徴である移行性が存在するからである。

日本語(24a)と韓国語(24a')に現れる移行性はそれぞれ(26)と(27)のように示すことができる。

- (26) ナナコが雨に降られる。 : 降られる [C ← B, ____]
 (C: ナナコ、B: 雨、矢印: 移行性の方向)

- (27) 나나코가 비를 맞다. : 맞다 [C ← B, ____]
 (C: 나나코、B: 비、矢印: 移行性の方向)

(26)と(27)の両方において、CとBの位置関係は両者が同じで、移行性の方向においてもBからCの方に現れている。しかし、これは3章で示した類型Iにも類型IIにも属さない。それは「ナナコ/나나코」が動作主ではなく被動作主であるからである。これが、被害受動文が日本語の特徴であると言われている理由であると考えられる。

以上のような事実から、自動詞述語を持つ日本語の間接受動文とこれと対応して現れる韓国語は、異なる動詞を述語とすることで自動詞文と他動詞文という全く異なる文として現れるが、それにも拘わらず、移行性という普遍的な特徴を共有しているということから、統語的に異なる2つの文が対応関係を持って現れると考えられる。

4.2 他動詞述語の場合

本節では他動詞を述語とする日本語の間接受動文と、それと対応して現れる韓国語を見てみる。

- (28) a. 中国はアメリカにドルを引き上げられた。
 a'. 중국은 미국이 달러를 옮겨서 (피해을 입었다).
 a''. *중국은 미국에게 달러를 옮겨졌다.
 b. アメリカがドルを引き上げた。
 b'. 미국이 달러를 옮겼다.

他動詞を述語とする日本語の間接受動文(28a)は、その能動文として(28b)を取る。(28b)は(28a)には現れている主語「中国」が現れない典型的な他動詞文である。これは、日本語の被

害受動文の特徴としてよく知られているもので、実際(28a)からは主語「中国」が被害を受けたという意味解釈を引き出すことができる。

一方、他動詞を述語とする日本語の間接受動文(28a)に対応して現れる韓国語は、(28a')のように他動詞(올리다)を述語とする文として現れるものの、(28a'')が示しているように、他動詞述語を終止形とする文は現れない。(28a'')が適格な文になるためには(28a')のように動詞「올리다」以外の被害の意味を表す他の動詞を用いた準受動文で表さなければならない。

このように、日本語の他動詞間接受動文(28a)とこれと対応して現れる韓国語(28a'')の違いは、動詞述語の語彙的な違いとして考えることができる。ただ、日本語の(28a)に現れる動詞「引き上げる」と、韓国語(28a'')に現れる動詞「올리다」はそれらの意味役割が、(29)で示すように、同じように現れる場合がある。

- (29) a. 引き上げる [動作主、対象、____]
- b. 올리다 [動作主、対象、____]

しかし、日本語の受動文(28a)に現れる「引き上げる」とそれをそのまま対応させた韓国語(28a'')の「올리다」は(30)と(31)で示すように、両者が同じ意味役割を持つものとして考えることができない。

- (30) a. アメリカが中国にドルを引き上げた。
 - b. 引き上げる [動作主、対象、対象、____]
- アメリカ 中国 ドル

- (31) a. *미국이 중국에(게) 달러를 올렸다.
 - b. *올리다 [動作主、対象、対象、____]
- 미국 중국 달러
- cf. 미국이 중국에 대해서 달러를 올렸다.

(30)の適格性と(31)の不適格性は、日本語の動詞「引き上げる」は3つの意味役割を与えることができるが、韓国語の動詞「올리다」は3つの意味役割を与えることができないということを示している。従って、日本語の「引き上げる」と韓国語の「올리다」は(29)のような属性を持つと同時に、互いに異なる属性をも表す動詞であると考えられる。

以上のような理由から、他動詞を述語とする日本語の間接受動文(28a)とこれと対応して

現れる韓国語他動詞文(28a')の違いは語彙的特徴の違いであると言える。このように日本語は受動文(28a)で、韓国語は能動文(28a')で現れる互いに異であるにも拘らず両者がお互い対応して現れる理由は、受動文が持つ移行性の方向が日本語と韓国語の両言語において共通しているからだと考えられる。(32)と(33)が示しているように、日本語の間接受動文(28a)とそれと対応して現れる韓国語の他動詞文(28a')の移行性の方向は同じである。

(32) 中国はアメリカにドルを引き上げられた。：引きあげられる [B ← A, ____]

(A: アメリカ、B: 中国、矢印: 移行性の方向)

cf. アメリカは中国にドルを引き上げた。(能動文)

(33) 중국은 미국이 달러를 옮겨서 (피해를 입었다). : 옮리다 [B ← A, ____]

(A: 중국、B: 미국、矢印: 移行性の方向)

(32)と(33)が見せている動作主(アメリカ)と対象(中国)の構造的な位置関係と移行性の方向は、両者共に3章で示した類型IIに属する。両言語間におけるこのような普遍的な特徴は、両言語間に現れる異なる構文間(受動文と能動文)の対応関係を成り立たせる理由だと考えられる。

以上のような事実から、他動詞を述語として取る日本語の間接受動文とそれに対応して現れる韓国語の他動詞文は、日本語と韓国語のそれぞれの動詞の持つ語彙的特徴によって異なる文として現れるが、受動の意味を持つ文に現れる普遍的な特徴である移行性の方向が同じ(類型II)であることから、両言語間の対応関係を成していると考えられる。

5. おわりに

本稿では、日本語の受動文を従来の研究のように直接受動文、間接受動文に分け、それぞれに対応する韓国語を通して、日本語と韓国語の両言語に現れる受動文に係わる個別性と普遍性を考察した。間接受動文の場合は自動詞を述語とする場合と他動詞を述語とする場合に分けてそれぞれに対応する韓国語を見てみた。本稿の考察結果は次のようにまとめることができる。

- I. 日本語の直接受動文とそれと対応する韓国語は直接受動文と準受動文である。
- II. 日本語の直接受動文と韓国語の準受動文が対応して現れるのは、受動文に現れる移行の方向性が両文において共通しているからである。
- III. 日本語の間接受動態構文は韓国語の準受動文と対応して現れる。
- IV. 日本語の間接受動文と韓国語の準受動文が対応する理由は、受動文に現れる移行の方向性が両文において共通して現れるからである。

以上のような考察結果から、日本語の受動文とそれに対応する韓国語がそれぞれ異なる様相を見せる理由は、述語を成す動詞の違い、つまり述語を成す個別語彙の違いであると考えられ、このような違いにも拘らず両言語の異なる構文が相互対応して現れるのは、受動文の持つ移行という方向性が同じ方向に適応されているからだと考えられる。

【参考文献】

- 신석기(2005) 「수동문의 연속성에 관하여」『일본연구』24, 한국외국어대학교 일본연구소, pp.411-427
우인혜(1997) 『우리말 폐동 연구』한국문화사, pp.8-288
유민아(2006) 「일한 수동표현에 관한 대조 연구-1900-1920년대 대역자료를 중심으로-」『일본어문학』31, 한국 일본어문학회, pp.1-17
이익섭·채완(1999) 『국어문법론강의』학연사, pp.11-433
임현찬(2009) 「일본어수동문의 통이기능과 의미기능의 상관관계」『일어일문학』44, 대한일어일문학회, pp.131-146
鄭秀賢(1998) 「現代韓·日語의 被·使動表現의 類型的對照研究」『影印 일어일문학연구』4, 한국일어일 문학회, pp.327-342
정의상(2002) 「일본어 3항동사의 수동문」『일본어문학』14, 한국일본어문학회, pp.337-361
晋榮和(1998) 「韓·日語의 対照研究-漢字語系動詞의 受動表現(1)-」『影印 일어일문학연구』4, 한국일어일문학 회, pp.295-326
李吉遠(1991) 「韓·日兩言語의 受身構文」『阪大日本語研究』3, 大阪大学文学部日本語科, pp.14-25
井上和子(1976) 『変形文法と日本語(上)』大修館書店, pp.5-268
管野裕臣(1982) 『朝鮮語』『講座 日本語学』10, 明治書院, pp.280-291
久野 瞳(1983) 「中立受身文と被害受身文」『新日本文法研究』大修館書店, pp.192-223
米山三明·加賀信広(2001) 『語の意味と意味役割』研究社, pp.5-193
塚本秀樹(1997) 「日本語と朝鮮語の対照研究」『日本語と朝鮮語上巻』国立国語研究所, pp.37-50
寺村秀夫(1982) 『日本語のシンタクスと意味 I』くろしお出版, pp.11-326
Hopper, P. J. & S. A. Thompson (1980) "Transitivity in Grammar and Discourse," *Language* 56-2, pp.21-45

논문투고일 : 2012년 06월 10일
심사개시일 : 2012년 06월 20일
1차 수정일 : 2012년 07월 10일
2차 수정일 : 2012년 07월 20일
게재확정일 : 2012년 07월 25일

〈要旨〉

日本語の受動文と韓国語の比較対照

本稿では日本語の受動文と韓国語とを比較対照して、受動文に現れる普遍性と個別性を示した。本稿の考察結果は次のようにまとめられる。

- I. 日本語の直接受動文とそれと対応する韓国語は直接受動文と準受動文である。
- II. 日本語の直接受動文と韓国語の準受動文が対応して現れるのは、受動文に現れる移行の方向性が両文において共通しているからである。
- III. 日本語の間接受動態構文は韓国語の準受動文と対応して現れる。
- IV. 日本語の間接受動文と韓国語の準受動文が対応する理由は、受動文に現れる移行の方向性が両文において共通して現れるからである。

以上のような考察結果から、日本語の受動文とそれと対応して現れる韓国語の文が異なるのは、各文における動詞述語の相違によるものであることが分かる。また、このように両言語において異なる文同士が対応関係を持つ理由は受動文に現れる移行性の方向が共通しているからであると考えられる。

A Comparative Study on Japanese Passive Sentences and Korean

In this paper aims to describe the universality and individuality on Korean and Japanese passive sentences. The results of the analysis are as follows.

- I. Japanese direct passive sentences are paralleled with Korean direct passive sentences and semi-passive sentences.
- II. The reason why Japanese direct passive sentences are paralleled with Korean semi-passive sentences is that they represent a same direction in transitivity.
- III. Japanese indirect passive sentences are paralleled with Korean semi-passive sentences.
- IV. The reason why Japanese indirect passive sentences are paralleled with Korean semi-passive sentences is that they represent a same direction in transitivity.

Through the results above, we have clarified that Japanese passive sentences are not paralleled with Korean passive sentences in the same way because of the differences of the verbs.

Furthermore, we have found that the two different sentences can be paralleled to each other for the reason that they have a same direction in transitivity.